

小値賀町議会第一回定例会
(第八日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会局長
山田	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	中村	升水	尾崎	大田
憲道	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	敏章	裕司	孝三	一夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十一年三月十七日（火曜日）

午後一時三十二分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（宮崎良保議員・加山雅徳議員）
- 第二 議案第一六号 平成二十一年度小値賀町一般会計予算
- 第三 議案第一七号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第四 議案第一八号 平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算
- 第五 議案第一九号 平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第六 議案第二〇号 平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第七 議案第二一号 平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第八 議案第二二号 平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第九 議案第二三号 平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第十 議案第二四号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
- 第十一 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十三 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十四 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十五 常任委員会委員選任
- 第十六 議会運営委員会委員選任

午後一時三十二分開議

議長（横山弘藏）　こんには。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百十八条の規定によって、一番・宮崎良保護議員、二番・加山雅徳議員を指名します。

おはかりします。

日程第二、議案第一六号、平成二十一年度小値賀町一般会計予算、日程第三、議案第一七号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算、日程第四、議案第一八号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算、日程第五、議案第一九号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算、日程第六、議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第七、議案第二一号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算、日程第八、議案第二二号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算、日程第九、議案第二三号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算、日程第十、議案第二四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算については、予算特別委員会に審査を付託しておりますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、日程第二、議案第一六号、日程第三、議案第一七号、日程第四、議案第一八号、日程第五、議案第一九号、日程第六、議案第二〇号、日程第七、議案第二一号、日程第八、議案第二二号、日程第九、議案第二三号、日程第十、議案第二

四号は、一括議題とします。

予算特別委員会に付託しておりました、これらの案件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長

予算特別委員会委員長（立石隆教） 本特別委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第四十一条の規定により、報告します。

一、委員会を開いた年月日及び場所、二の、出席した委員の氏名、三の、欠席した委員の氏名、四の、出席した委員外の議員の氏名、五の、職務のために出席した者、六の、説明のために出席した者につきましては、お手元の報告書に記載のとおりであります。

第七、付託を受けた事件の件名及び第八、会議に付した事件の件名は、

議案第一六号 平成二十一年度小値賀町一般会計予算

議案第一七号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算

議案第一八号 平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算

議案第一九号 平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算

議案第二〇号 平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第二一号 平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算

議案第二二号 平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算

議案第二三号 平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算

議案第二四号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本特別委員会は、三月十二日から十三日までの二日間、委員会を開き、各議案について質疑を重ねました。質疑の主なものは、お手元の報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、議案第一六号は賛成多数、議案第一七号から議案第二四号までの特別会計予算八件については賛成

全員で、全議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

今回、二日間の予算特別委員会を開きましたが、委員の姿勢、説明する執行部の姿勢も真剣で、真摯に質疑応答がなされました。双方で新年度の小値賀の青写真を、将来を見据えた上での新年度の行政姿勢を多方面から描こうという意気込みが感じられるものでした。

本年度の当初予算は、百年に一度といわれる世界的規模の経済不況の中での予算となり、税収の見込額の減少や国の経済対策ともあいまって、前年に比して予算の項目や金額の増減など変化のあるものとなっております。

そのような環境での本予算ですが、本町の基幹産業である第一次産業の健全な経営の維持と更なる発展へ繋げる施策や国・県補助金等の有効活用、少子高齢化に対応し住民ニーズに応える各種取り組みが随所に伺えるものであります。

審議の中では、本町が本格的に取り組もうとしている観光の産業化に向けた施策の一つである古民家再生事業に関連する予算に対し、その方向性は賛同する意見が多数を占める反面、一部の事業予算については時期尚早等との懸念を抱く意見も複数示されました。しかし、低迷する第一次産業の活性化、本町の経済の活性化に早急に取り組まなければならないという点においては、全委員の一致するところでありました。

財政運営に関しても、安定した方向に向かいつつあるとの認識がなされる一方で、本年度は特例的な国の経済対策による各種補助金、交付金の増額という面もあり、依然として依存財源の割合が高く、樂觀視できない厳しい運営状況であるとの意見も委員から示されました。悲観論にしても樂觀論にしても、今後の財政運営に関して中長期的視野で、正確に状況をキヤッチし、判断できるように我々議員もさらに研鑽を深めていく必要を感じました。

また、財政厳しい中での職員の努力を評価する意見や職員のモチベーションが下がらないような配慮を望む意見も出されました。

その他、敬老祝い金減額分の老人福祉への有効活用を求める意見や、島内に猪の足跡が発見されたとの事で早急な対策を望む意見などが出されました。

昨今の経済状況を鑑みると、本年度もさらなる国の経済対策が打ち出される可能性が高く、町としても柔軟にして有効な事業が展開できるような態勢を整えておく必要も指摘しておきたいと思えます。

世界的な経済不況の中で、国から打ち出される緊急的な経済対策にも対応しつつ編成された本年度予算が、真に住民の暮

らしの中で活かされるよう効率的に執行して、大きな効果が上がるよう期待するものであります。
以上で予算特別委員会審査結果報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告を終わります。

おはかりします。

ただいま、予算特別委員会委員長から報告があつた、議案第一六号から議案第二四号までの案件については、質疑を省略したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがつて、質疑を省略します。

二番（加山雅徳） 議長、修正動議。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 私は、議案第一六号、平成二十一年度小値賀町一般会計予算に対する修正動議を、地方自治法第一百五
条の二及び会議規則第十七条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

しばらく休憩します。

（修正案配布）

—	休 憩	—
—	再 開	—
—	午 後	—
—	午 後	—
—	一 時	—
—	四 十 三 分	—
—	—	—

議長（横山弘藏） 再開します。

議案第一六号、平成二十一年度小値賀町一般会計予算に対しては、加山雅徳議員から、お手元に配りました、修正の動議が提出されました。

したがいまして、これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

加山議員

二番（加山雅徳）

議案第一六号、平成二十一年度小値賀町一般会計予算の一部を修正する案の説明をいたします。

歳出の六款、一項・商工費の中が上がっております観光費の、『地産地消古民家レストラン施設整備工事』の構想は、現在の国内、国外の景気状況が、百年に一度という未曾有の経済危機、また、当町の経済状況を見てもみますと、第一次産業の低迷、商工業の不振など、非常に危惧され、このような状況の中で、今、当町がやるべきことは、今まで検討された事業、また今後絶対しなければならぬ事業など、優先順位を付けてやるべきで、このような状況を考えると、私は、この事業については時期尚早であると思います。

観光業につきましては、新聞・テレビ等の報道で、議員皆さん方もよくご承知だとは思いますが、地域が一体となって取り組まないと、なかなか上手くいかないというところがございます。

今回の計画は、古民家再生事業を柱として、町の活性化をどのようにするか等の住民との話し合いなど、その手順を十分踏んでおらず、また核となる新会社の準備も不十分で、運営面においても大変危惧されます。

このまま、この事業を推進していくことには、財源の手当てが不透明、また民間会社の準備と住民に対しての説明が不十分として、今回の、平成二十一年度小値賀町一般会計予算における、『地産地消古民家レストラン施設整備工事』の部分を、すべて削除することを提案するものであります。

それでは、お手元修正案の二頁をお開き下さい。

第一条中、二十三億八千三百万円を、二十三億九百五十二万一千円に改める。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入においては、十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金六千六百八十七千円を、三千三百八十八万四千円に改め、十三款・国庫支出金の総額一億八百三十三万六千円を、七千五百九十三万三千円に改める。

十九款・諸収入、四項・雑入一億四千五百三十四万九千円を、一億四百七十七万三千円に改め、十九款・諸収入の総額一億四千五百三十五万円を、一億四百七十七万四千円に改め、歳入合計を、二十三億八千三百万円から二十三億九百五十二万一千円に改めるものでございます。

歳出においては、六款・商工費、一項・商工費二億三百五十六万五千円を、一億三千八万六千円に改め、六款・商工費の総額二億三百五十六万五千円を、一億三千八万六千円に改め、歳出合計を、二十三億八千三百万円から二十三億九百五十二

万一千円に改めるものでございます。

三頁以降は、修正に関する説明書であります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石 議員

八番（立石隆教） 趣旨説明の中で、「核となる会社の内容が不十分だ」ということでございますが、どの分が不十分だというふうにご指摘になるのか伺いたいと思います。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 「不十分」と言うのはですね、まず、会社自体がまだちゃんとして設立ができていないと。で、代表者についてもですね、何かそういう審議会なんか開いてですね、それなりの方は決まってるとは聞いておりますが、運営面についてですね、これは産建の委員会でもいろいろお話がありました。で、全協でも担当課長からのお話もありました。

しかしですね、今の現状がですね、話の説明を聞いてですね、運営面に関しての詳細な報告もございません。

そういう意味でですね、今後、新会社がどういうふうにされるのかということも、まあ京都の『庵』さんですか、そこが示したマニュアルですね、議員もご存知のとおり、こういう『説明書』いただいております。だから、これがですね、小値賀町に合うのか、これはあくまでも京都を参考にして作った事業の試算ですが、これが小値賀に合うのかどうか、小値賀のも私は危惧されると思います。そういう意味において、「準備が不十分」ということでございます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 「産建の常任委員会でも話が出た。」ということでおっしゃっていましたが、そのことからすると随分、核となる会社の形がはっきりとして、もう既に公証人役場等にもいろんな手続きがなされているというふう聞いておりますので、もう実態的にもほぼ設立の直前まで来るといいう状況で、決して会社が不安定な状況にあるということではないと、私は承知しております。

それから、「京都のやり方、そのまま下敷きしてるのではないか。」というご指摘でもありました、その件についても、

島内おけるところの、よく計画書なんか見ていただくと判るんですが、京都の部分の計算よりもずっと低い部分に抑えているところもございます。勿論、京都のやり方の中に、小値賀のやり方と大きく違うのは、「レストランを有していない」ということが大きく違うところでもありますから、それはまさに京都の『庵』のやり方を継承しているものではない、所謂、単独で考えている部分ではあるわけでありまして。

そういうふうな形になって、しかもそれは慎重にですね、それにおけるところの、収支についても資料をお配りしてる、私たちももらってますが、そういうふうなことでもあるので、私はまだ「不十分」だという認識はないんですけども、その「十分だ」という認識をもってもらうためには、どこまで資料を提出すればいいとお考えなのか伺っておきたいと思いません。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 立石議員さんの質問にお答えいたします。

「不十分」と言うのは、さっき、趣旨説明の中でもお話ししたとおりですね、住民に対してのですね、説明が、『おちか新聞』等々で若干出ております。

しかしながら、そういう説明もない状況で、この前、町長に総括でですね、私が質問したときですね、それなりの説明が、要するに、議会でこれが可決された後に説明して回ると、それでまた、完全にやるということも決定していない中で、それを住民に説明するのはちょっとどうかっていう考えでした。

そういう状況の中でですね、まず、こういう事業はですね、さっきもお話ししたとおり、住民と一緒にですね、観光というの、私はですね、進めるべきであって、手順がまったく逆だと私は思います。

そういう意味においてですね、まだ準備不足の中で、今回の当初予算に計上したということに対して、まあ要するに「準備不足」っちゃうことですね、そういうことでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） この事業についてはですね、今、私が指摘している、核となる会社というものを抜きにしては考えられないものであります。町がこれを事業費で整備をして、町がそれを運営するというのであれば、「この部分は後にしましょう。この部分だけでも始めましょう。」ということ、あってもいいと思うんですが、これが株式会社を設立してやるとい

うことになり、セッティングになっていくものを、一部分は許して、そして出発しなさいというのは、如何にも厳しい環境の中で会社を始めさせるといことになる。ひいては、最終的には、運営ができないという状況になると。

この提出されている修正案は、古民家再生事業すべてを、否定するものではありません。古民家再生事業の中の、『地産地消古民家レストラン施設整備工事』に関する部分だけを減額修正する案であります。ということになると、やるような環境を、一部だけへずってしまつて、「それでやれ。」と言うのは酷ではないかという私は気がいたします。

例えば、新しく建設会社を始めようというときに、親がウンボを三台買うというふうにしたとします。ウンボ三台あれば造成事業ができるだろうと。だから、それでいいじゃないかと、こう考えたとき。しかしながら、造成するときには土が出ますから、当然それを運ぶトラックが必要です。で、そのトラックまではちよつと買うのは後にしろと、造成事業が軌道に乗つてからトラックを買いという話になると、トラックもウンボも持っている会社の方が公共事業は落としていくわけです。それから、そう考えていきますと、今のような話は、本来は一体となつていくものを、その羽の片方を削いでしまつて、「飛べ！」というのに等しいと私は考えるんですが、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 今の立石議員さんの質問ですが、レストランについてはですね、当初から私はですね、町長にもかなりこのレストランについて質問もいたしました。

で、さっき、立石議員さんが言われたですね、建設会社のウンボとダンプとの兼ね合いを言われたらですね、「そうかなあ。」という感じもいたします。

しかしながらですね、このレストランっていうのが、今の古民家再生事業に必ずしもセットなのかなあというのが、私の考えですが、要は、今、体験型観光ということで、IT協会に結構PTPとか、いろんな面で学生さんが観光に見えられております。その延長線ですね、古民家を改修するのはですね、私は大変結構なことだと思います。

それでですね、レストランがなぜ、それがセットなのかちゅうのが、私はそこがまず解らんわけですね。

さっきの論法で、ウンボとダンプがセットという意味のセットとは私は思っておりません。以上です。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 先ほどの例で言えば、例えば、建設会社のユニボだけを買ったという、そういうときに始めた事業所が対象とするのは公共事業ではなくて、住民の一般の人たちを対象とするというふうに考えた場合は、そんなに大きな工事が依頼されるわけじゃないので、ダンプは借りてやってもいいだろうという考え方はできると思うんです。

しかし、問題は対象です。その会社が公共事業を対象にするのか、一般の個人のところの事業を対象とするのかによって、体制の作り方はおのずと違ってくると私は思います。

そこで、この古民家再生事業が、実は今やっている、IT協会等がやっている、その対象者とは実は対象者が違うということが『ミソ』であります。即ち、古民家再生事業の対象者は、高額の所得者を中心としておりますので、それから言えば、その人たちが小値賀に来て、そして小値賀の楽しみ方の一つの中に、『食』というのがあると…。その食が現在の状況では、そういう一日一泊何十万も使うような人たちを対象と考えたときに、小値賀に今ある食堂等でそれが対応できるのかという問題があると。したがって、その対象をどこに持つかということによってですね、もし、対象をIT協会等が今、行っている人たちを対象にするのであれば、当然私は新たにですね、レストランを作る必要はないだろうというふうに私も思います。しかしながら、これは対象がそうではなくて、お金をたくさん持っている方たちを対象にするんだとした場合、食事の提供の仕方ということについては、聊か心もとないという状況があるのだと。

であれば、古民家の方に泊る人たちのために、専属で一軒一軒、料理人がいてですね、そこで作れるようにできるなら、これまたOKだと思いますが、そうなると、一軒一軒、厨房をまた作らなきゃいけないという状況があります。しかも、一軒一軒にその料理人が必要だという問題が出てくるとすれば、これは、私は不効率ではないかと考えます。

そういうふうな観点からいくと、最終的に一箇所において、その人たちにも対応できるようなレストランを作るというのは、私は至極、最もな理由ではないかと思うんですけども、如何でしょうか。

議長（横山弘藏） 加山 議長

二番（加山雅徳） 今、立石議員さんの質問ですが、IT協会がターゲットとしてる観光客とは意味が違うと、今回の古民家再生事業についてはですね、その主旨は私も解っております。

で、その富裕層を相手にして今回の事業はやると。だから、そういう意味でレストランが必要だという話でしょうけど、私、個人的なこれ考えですが、レストランがなくてもですね、私十分…。なぜ今回このレストランを出したのかなあという

ぐらい、私はさつきも趣旨説明で説明したように、時期尚早でもあるし、ボチボチでも私はいんじやないかなと思うわけですね。

で、これ質問からちよつと外れますが、まだいっぱいすることはあるわけですよ！今まで産建の委員会でも、各地区を回ってですね、町民が要望しとること、レストランの「レ」の字も、観光の「か」の字も…、一回、どっかの地区で出たですね、観光つちゅうのが…。

だから、住民はですね、あんまり思とらんとですよ、この観光つちゅうのは…。ただですね、私は、さつきも申したとおりですね、IT協会等の、その体験型観光ですか、これについては伸びてると。で、個人さんの家を借りて、そこに民泊して足りないぐらいあるという意味において、その延長線上に今の古民家再生事業で、古い家をリフォームして、そこを貸すということについてはもう吝かじやないという考えです。

ですから、そのレストランがですね、元に戻りますが、別に個人の家でも料理作ってですね、さつき言った、「不合理」というか、無駄な経費がかかるという意味でしょうから、そういう意味でレストランを作ったらどうですかということでしょうけど、まあ小値賀に合ったですね、やり方もいっぱいあるわけですから、今回は、私は、藤松家についてはですね、レストラン部分を削除していただいて、古民家として貸し出すという形でいいんじゃないかなと、私は思います。以上です。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

伊藤 議員

七番（伊藤忠之）

最初の方の、加山議員の説明の方にちよつと質問が戻りますけども、「民間会社がまだ準備ができてないうちになぜこういう予算を出すのか。」という疑問点がありましたけども、私はですね、やっぱり町の方向性、そして予算が確定しないことには、これはもう民間会社も動けないと私は思っております。

それと、先ほど、「住民に説明不足ではないか。」ということですけども、この説明はですね、アレックス・カーさん本人、そしてまたパネルディスカッションで、菊森氏とか鉄川氏とか、JTBの社長なんかも来てですね、みんな大いに話を聞いて、そしてそのときにはもうたくさん住民の方も来ておられます。

そういうことを含めてですね、私は住民の説明はできてると思っておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

二番（加山雅徳）

議長、休憩をお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午後 二時 八分 ―
― 再開 午後 二時 九分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

加山議員

二番（加山雅徳） 伊藤議員さんの質問にお答えをいたします。

民間会社が設立の準備を進めているということで、議会の承認が得られないと先に進めないという質問ですが、これに対してはですね、そのレストラン部分を除く部分については、私は賛成しとるわけですから、別にそれは今回、このレストラン部分を外してもですね、私は、問題はないと、民間会社は設立はできると…。レストラン部分を除けば、その民間会社が成り立っていかないっていうふうな何かもし理由があればですね、それはそうでしょうけど、私は十二分に出来ると思います。

それと、二点目ですが、住民に対して説明は再三、もうやってるということですが、これは一部って言うよりも、どくらいの方がこれを承知しているのか、町民の皆さんがですね、私の聞く範囲内ではですね、そこにアレックス・カー氏の講演会とか諸々に行った人もおるでしょうし、行ってない人もおると思います。

そういう中で、まだまだ私、私の聞く人が知らん、まあそういう講演会に行つたらんやつたかも知れんですが、何か町民の考え方は、いまいち何かそこら辺のことが解ってないと、内容がですね…。

だから、これはさっきも言ったとおりですね、町ぐるみで町民が一体となつて観光をやらんとですね、なかなか上手くないかないと。で、これはIT協会の話になりますが、PTPとか、あつちから来られる観光客はですね、野崎と、それと海がきれいと、それで個人の家に泊つていろんな話を聞いたたり、わいわいするのがものすごくいいというような内容ですたいね、IT協会に来るPTPとかそういう関係はですね…。

そういう意味で、話はちよつと脱線しましたが、住民に対しての説明がですね、まだ私は不十分と思います。以上です。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） 今回の、この事業はですね、やっぱり「食」と「住」と、それから「体験」という三つの事業が重なつ

ての、本当の事業だと私は思っております。

もう今回は加山議員の答弁は要りませんけども、もう何回聞いても恐らく答弁が同じだと思っておりますので、答弁は控えてもらっても結構です。

私は先ほど言いますようにですね、「食」「住」「体験」、これは一体化した事業だと私は思っておりますので…。

以上です。

立石議員

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。
八番（立石隆教） 「住民に対する説明が不十分」っていうこともご指摘をされました。で、勿論、そのような考え方もそれのとおりだと私も思いますが、じゃあ、すべてに対してですね、それがなされないといろんな事業が出来ないのかと言うと、私はそうではないと。寧ろ、新しいことや、今まで体験したことのないものについては、なかなか理解を得られないというのが住民の皆さんの普通の意見ではないだろうかというふうに思います。

で、IT協会が初めて民泊をされたときもですね、民泊を理解して、そして「やります。」と言ったのは、ごくわずかだったところから始まっています。そのときも、住民皆さんにですね、何べんも説明をして、みんながよく理解して、これが始まったかと言うと、そうではありません。しかしながら、それをやり続けてきたことによつてですね、皆さん方が理解をしてくれて、民泊の受け入れの方々も増えてきたという事情があります。

そういう面では、事業の内容によつては、あるときには住民の皆さんの十分な理解を得られない状況でも始めていくという事は、あってもいいのではないかというふうに実は思っております。で、「それはどうして言うか。」と言うと、私はそれが小さきと言えども、地方の政治家の考えではないだろうかと思っております。政治家と言うか、我々みたいな立場の人間はですね、「『鳥の目』と『虫の目』を持たなきゃいけない。」というふうに言われています。『虫の目』と言うのは、勿論、住民の立場に立ったものの見方であります。そして自分の身の回りの考え方、そこから出発してものを見ていくという、それが一つには要求されます。しかしながら、その考え方と、一方で、『鳥の目』が必要だと言われています。『鳥の目』とは、鳥のように高く空を飛んで、全体を見渡す目です。地上におけるところの、『虫の目』からだけでは範囲が狭まっています。そういう意味では高いところから広範囲に、しかも時間の経過も含めて、これからの五年後、十年後も見据えた上で、今何をすべきかっていうことを考えていくという目も、私たちは要求されているんだというふうに思います。

そういう意味では、なかなか『虫の目』では理解できないことも、町にとっては将来的に必要なということであれば、これは時間的に一・二年間は住民のそしりを受けたとしても、それが最終的に町のためになるということであれば、これは一生懸命説明をしながら、それを実行していくという厳しい立場に私たちは立たされる、あるときにはです、そういうものだと私は思っておりまして、こういう意味におきましては、確かに住民の皆さんになかなか理解が得られないという状況は私も非常に不安を覚えるところではありますが、そうしながらも、これが将来的に、小値賀の第一次産業の活性化、そして小値賀の経済の活性化、更に雇用の拡大、更に定住人口が減っていくことをおし留めることになるかも知れないという、こういう期待に実は賭けたいと思っておりますが、私の考えは間違ってるでしょうか、お伺いをします。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 立石議員さんの質問ですが、先ほどの伊藤議員さんの答弁に、私もちよつとおかしいところがあったもんですから訂正いたします。

先ほど、野崎のことをちよつと言いかけたんですが、辻褄の合わないことを言いました失礼しました。

さっきの話の件ですが、要するにIT協会に来てるPTP関係の観光客はですね、野首のあの美しい景観ですね、それと個人の家に泊ると、そういう体験がものすごく良かったと。で、レストランじゃないわけですね、当然、学生ですから、食事はあんまり関係ないって言えば関係ないでしょうが、そういう意味の話です。

それと、立石議員さんですね、お話、説明つちゆうか、質疑に対して、まあ「間違ってるでしょうか？」って言われれば、私も「間違ってます。」とは言い切れません。

ただですね、これはもういくらあれしても水掛け論になるかも知れませんが、これは立石議員さんですね、前の、図書館移転の問題のときもですね、非常に二回、三回となく、その「住民」という言葉を使っております。「住民の合意」って言うんですか、「住民に対しての説明がたつてない。」と…。

で、今回の、この古民家再生事業についてですね、「あまり住民に説明をせんでもいいのではないか。」っていうふうな言い方をされましたが、まあ「せんでいい場合もあるんじゃないか。」っていう言い方をされましたけど、私はこういう大事なですね、小値賀町の方向性を決める大事な事業ですから、さつきも言うたようにですね、町民と一緒に観光事業をせねいかんという意味からですね、やはりその手順を踏んで行った方が、より良い観光産業が成就するんじゃないか

なあという気がいたします。

そういう意味においての、住民に対しての説明つちゆうのが、まず真っ先に来るべきであってですね、そうすると、一部の人だけはわいわい騒いで、あと一部はシラツとした中でですね、果たしてその新会社が運営面ですね、採算がとれるかっていう話になれば、私はなかなか無理じゃないかと。

で、町づくりについてもですね、やっぱり景観等々ですね、片一方はそういう、まあ変な言い方ですが、「賛成」つちゆうたらおかしいですけど、ある程度、七割ぐらいがですね、町づくりに対して、こういう観光客が来るから、こういう町づくりをせんといかんと、不法投棄とかですね、そういうともしたらいかんとか。事例を挙げれば、熊本県の黒川温泉ですか、ああいうところとか、いっぱい自治体やっております。

そういう意味においてですね、私はそういう町民に対してのですね、説明をまずやってですね、今回はですね、私はレストラン部分を一回、立ち止まって考えてですね、そこら辺を練ってから、再度、六月でも九月でもですね、出した方が私より良い観光産業ができていくんじゃないかなと思います。

以上です。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 私はこれで終わりにしますが、先ほど答弁の中で、「せんでいい場合があると。」いうふうにとおっしゃいました、私はそういうつもりで言うてはおりません。できるだけ住民には説明すべきです。しかしながら、理解を得られるまで、それをしてはいけないというふうになると、なかなか難しいところもあると。それは、そういうものと言うのは、特に新しいものについては、そうだという話をしました。

図書館の移転等については、図書館はもう実際に利用しているわけですから、そういう意味においては、もう目の前にとおっしゃいます。そういうものが解ってる、そういうものについては「なぜ意見を聞かんのだ。」というのは、私は当たり前だと思っております。

がしかし、こういう富裕層をターゲットにした取り組みということになると、なかなか私どもですね、千円・二千元使うのに必死に考えて、何のメニューを食べようかって考える人間からすればですね、一食・二食、五万・十万出したって平気で出すような人たちとはちよつと感覚が違ってですね、「そこまで理解せ！」って言われても、よう理解できんという…。

だから、やっぱり現実にそういう状況を少しでも目の前にしながら理解していくものだというふうには思っております。そういう意味では「せんでいい」ではなくて、していただいて、その理解をしなきゃ進められないんだということを論法でやられると、私はちよつと厳しいかなあという考えを持っております。

で、その他、町民一体となつてそれをやうて行くべきだという考えについては、まったく同感でありますし、景観の問題、ただ古民家に泊めればいい、レストランを作ればそれで済むんだという問題ではないぞというご指摘については、本当にそのとおりだと。そういう点では、今後もし緒にどうあるべきかというのを考えていきたいなあというふうには思つた次第でありますけれども、そういう意味においては、非常に多くの部分で賛同する部分であるというふうには思います。少なくとも、会社自体が運営できるかどうかというところを、想定をしながら、こういうレストラン経営も一つのセットの中に考えてきたということであるならば、その片羽をもいどいて、それで飛べ、飛べないやつは経営者が悪いんだというふうにはやられてもですね、聊か、その会社は可哀想だなという気もいたします。勿論、可哀想であるから云々という話ではありませんが、そういう、この事業自体がそういうところから出てきているということも、やっぱり理解すべきではないかというふうには思うところでありますが、私の誤解を解いていただければ幸いです。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 立石議員さんのですね、そのレストランについてのですね、私の個人的な考えですが、お答えします。そのレストランという、まあ上品な言葉ですたいね、小値賀ではあんまり「レストラン」つちゆうレストランありませんので。それはまあ失礼かも知れませんが、高級シェフを呼んでですね、そういういろんな板前さんから何かから京都から呼ぶんだと。で、それなりの一泊二食で、三万か五万か取るんだと。そこら辺がですね、やっぱり抵抗があるわけですね、当然、町民にとってはですね。

だから、そういう意味において、「レストラン」っていうね、型にはまつたあれじゃなくしてですね、小値賀流で私はかまわんと思うつてすよ。例えば、そこをレストランにするならば、仮にですよ、やるならば、小値賀の、例えばそれなり的高级シェフか何か知りませんが、そういう人を一人付けてですね、小値賀のもんを雇用して、小値賀の食材を使って、そこで、要するに『小値賀流』でやるという形でも私は良かろうと思うつてすよね、先々ですね、何かこう抵抗があるわけですね。小値賀の町民は恐らくそうだろうと思ひます。

だから、そういう意味においてですね、もうちょっとこれは検討して、委員会でも検討してですね、じっくりやって、その会社が可哀想等、何か足場を外されたような形になるじゃないかということもお有りかも知れませんが、私はここ二年か三年かかるわけですから、古民家の事業もですね、だから、その中でじっくり考えてやって、そがん急がんでも私はいいいと思います。まあ、これくらいです。どうかご賛同お願いいたします。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光）

先ほどから加山議員が答弁されておりすけれども、まだ私が納得せん部分がありますので…。

答弁の中で、「レストラン部分だけ除いて、古民家だけすればと、藤松本家も…」と、先ほど、そういうふうな答弁をされました。

なぜ、レストランだけを除くのか、そこをもうちょっと私に解り易く説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏）

加山議員

二番（加山雅徳） これは先ほども何か私、説明したと思うのですが、『レストラン』って言うのが結局、この古民家再生事業に必要ではないってところの説明をお願いしたいってゆうことですよ。

だから、私の個人的な考え方ではですね、レストランを作らなくても、別に私はこの事業は成り立っていくということ、必要はないと。

で、逆に、「セットでなければ、なぜ古民家再生事業が成り立っていくのか？」っていう、逆に私も質問したいぐらいですが、なくても私は十分にやっていけると。で、レストランで収益が、平成二十五年で四千万近くの何か試算しとったと思います、いずれにしてもですね、それが全体の事業計画の中ですね、レストラン部分を除いたとしても、それは別に成り立っていかんということでもない。

だから、食事等々についてはですね、これは前、宮崎議員さんも委員会的时候に述べられたと思いますけど、小値賀流でいいんじゃないかと、別に高級シェフ呼ばんで…。そういう考え方も私の中にあります。

そういう意味において、仰々しく『レストラン』というのを置かんでですね、小値賀流でやってもいいんじゃないかと、そんなら小値賀の町民の理解も得られると。しかし、立石議員さんの言う、そういう富裕層をターゲットとした場合には、そういう高級レストランも必要かも知れませんが、しかしながら、小値賀の婦人会もまんざらではないと私は思います。そう

いう形でやっていけば、いいんじゃないかなあと。

ただ、よく考えてやった方がですね、町民がシラツとしたような形にならないようにですね、そういう意味で今回は一回、もうちよつと検討する余地があるんじゃないかということでございます。

以上です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許します。

立石議員

八番（立石隆教） 私は、本修正案に反対の立場で討論をいたします。

この古民家再生事業自体が、どこをターゲットにしているかということは、大変重要なポイントであります。で、この事業を是非とも成功させねばならぬと思うモチベーションも、ものすごく大事であります。

私は、事業を成功させるのは、プランも大事ですが、事業のプランを立てて、それを実行する、その情熱が一番大きいと実は思っております。

そういうふうな観点から申し上げますと、新しい会社のスタッフ、或いはやろうとしている人たちの情熱を第一に考えるべきだというふうに思います。その彼らがやる気を持ってやれるという環境を整えなければ、『仏像を作っても魂を入れず』っていう話がありますが、そういう意味では本物にならないということがあります。

したがって、「この一部分だけでやれ。」というふうになつて、もうやる気も失せたというふうになることが一番危険であります。そういう意味においては、先ほどから質疑の中に、「三点がセットになっている。」という考え方は、私たちは尊重してやるべきであろうというふうに思います。

したがって、私は、一部分、レストランの部分だけ削除するということについては、反対をいたしたいと思っております。それから、レストランについてのことでございますが、この古民家再生事業を出発する時点においては、相当マスコミ等、

それから、あらゆるそういうPR等についてですね、相当、小値賀に関心を示していただけたらと思うとおります。そのときが一番チャンスであります。そのチャンスときに、半分しか良さを出していけないということが、如何にマイナスであるかということも、私は考慮しておく必要があるだろうと。どうせやるなら完成した形と言いますか、三つのセツトの形がある程度、前面に打ち出せる、「これは小値賀に行ってみよう」というふうな世界から思われるような、そういう環境を作って始めるということが、最も大事なことだというふうな考えますので、私は、本修正案に反対をいたします。

議長（横山弘藏） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

九番（松永勇治） 大変、加山議員ががんばっておるようでございますけれども…。

松永議員

私は、修正案に賛成の立場で討論いたします。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受けてですね、歴史的な古民家を活用し、島内の豊かな海の幸、農産物を活用した『地産地消古民家レストラン施設整備事業』を計画されておるわけでございますけれども、事業費が七千三百四十七万九千円、財源は国庫補助金、補助対象事業費の二分の一、三千二百二十万三千円、残りは一般財源を四千二百二十七万六千円充てての計画でございますが、補助債である過疎・辺地債が難しいと。初め頃は「付きはせんかなあ。」というふうな話もありましたけど、この話が出た時にはですね、他の起債を充当できないか、県にお願いしているということでございますけれども、国が支援する事業でありますので、他の適債事業として起債が充当できるのではないかと私は考えます。

そういうことですね、起債充当が可能かどうかですね、見極めてから予算化してもいいのではないかと、もう少し起債とかですね、一般財源を軽減するための知恵をしばってですね、見極めてから予算化していいのではないかと。二十一年度はまだ当初予算ですので、まだ六月・九月、まあ十二月は遅いでしょうけれども、時期があります。

そういうことですね、本事業の計画について、住民の話を聞きますとですね、全部が全部じゃないんですけど、住民の間では「運営面で大丈夫かな…」と不安の声も聞かれます。

一般の財源の持ち出しが非常に大きい、五六・二%という大きな財源の持ち出しです。こうした観光事業を發展させることにより、地産地消による農家・漁家の経済力、活力アップ、また小値賀町全体ですね、活力アップになることは十分認識しておりますけれども、今、厳しい財政状況の下ですね、合理的・効率的な予算編成、予算の配分に留意して努めていただきたいと思います。

よつて、『地産地消古民家レストラン施設整備事業』に係る部分についてですね、削除することが適切な措置であると、私は考えます。

以上の理由から、私は、修正案に賛成する者であります。

議長（横山弘藏） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

（「反対討論あり」の声なし）

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

一番（宮崎良保） 私は、この修正案に賛成の立場で討論をいたします。

宮崎議員

質疑等で明らかになりましたように、前方藤松家を、レストラン再生につきまして、起債が決定しないにも関わらず、一般財源から四千二百二十七万六千円を使ってまで建設するのが良いのか疑問が残ります。

富裕層を対象とした宿泊施設の滞在型観光の拠点とし、交流人口の増大を図ることを目的とするならば、京都町屋株式会社『庵』の市場調査とは別に、町独自に専門家による市場調査を実施することによつて、京都町屋とは違った宿泊施設の方法を模索し、小値賀であることの特色を生かした整備を望むからであります。

ここに外国人を主に集客することのようでございますけれども、日本政府観光局が発表した、二〇〇九年一月の訪日外国人数は、世界的不況の影響により 昨年、七十一万一千三百五十人に対し、五十八万八百人と進捗率がマイナス一八・四％と少なくなっている状況です。その中を見ても、減少が多かった国は、韓国の二十七万一千五百八十三人が、十二万九千六百人と、マイナス五二・三％減です。小値賀町が対象としているアメリカ人は、一月、五万四千六百六十九人が、四万七千三百人の、マイナス二・七％、英国人一万五千九十八人が、本年度一万三千六百人の、マイナス一〇・五％、ドイツ人が八千二百九十四人が、六千五百人の、マイナス二一・六％と、昨年一月対比一〇％以上の減少率となっております。年間の観光者数でも、昨年は八百三十四万六千九百三十九人と、平成十八年度との対比は一三・八％増加とはなっておりませんが、今後景気後退による消費の手控えや、円高の継続により、益々減少するのではないのかと懸念されます。

このような中で、早急にレストランの整備が必要なのでありませんか？小値賀の自然の中に宿泊施設をつくり、その中で書道・茶道などの体験プログラムを円滑に遂行するためのプライベート空間を作り、日本の庭の特徴である石造りによる庭園の整備をなし、その中でゆったりとした時間を作り出すことが必要ではないでしょうか？その施設の中で、おちかの味

の調理体験や食体験を提供することが、大人向けの滞在型観光の拠点となるのであって、このようなコンセプトも無いまま、しかも一般財源から多額の出費をし、早急にレストラン整備には疑問が残ります。よって、提出された修正案に賛成し、今一度の見直しを強く望むものであります。以上です。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第一六号、平成二十一年度小値賀町一般会計予算に対する修正案について、本修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立少数です。

したがって、修正案は、否決されました。しばらく休憩します。

	休	午	二	四	
再	憩	後	時	十	
開		後	時	六	

議長（横山弘藏） 再開します。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立多数です。

よって、議案第一六号、平成二十一年度小値賀町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第一七号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一七号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第一七号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一八号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一八号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第一八号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第一九号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一九号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第一九号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二一号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二一号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二一号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二二号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二二号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二二号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二三号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二三号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二三号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第十一、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十三、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十四、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十五、常任委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

（議場内で、くじにより抽選）

―	休憩	午後	三時	五分	―
―	再開	午後	三時	三十八分	―

議長（横山弘藏） 再開します。

おはかりします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定によって、総務文教厚生常任委員会委員に、立石隆教議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、浦 英明議員、土川重佳議員を、産業建設常任委員会委員に、松永勇治議員、小辻隆治郎議員、加山雅徳議員、宮崎良保議員、横山弘藏議員を、広報常任委員会委員に、松永勇治議員、立石隆教議員、岩坪義光議員、小辻隆治郎議員、加山雅徳議員を、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

なお、総務文教厚生常任委員会委員長・副委員長、産業建設常任委員会委員長・副委員長、広報常任委員会委員長・副委員長長の選任は、それぞれの委員会において互選願います。

日程第十六、議会運営委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

(議会内規により委員の選出)

議長(横山弘藏) 再開します。

おはかりします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定によつて、松永勇治議員、浦 英明議員、土川重佳議員、加山雅徳議員、宮崎良保議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがつて、ただいま指名しました方を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会委員長・副委員長の選任は、委員会において互選願います。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十一年小値賀町議会第一回定例会を閉会します。

― 休憩 ―
― 午後 三時 四十分 ―
― 再開 ―
― 午後 三時 四十分 ―

― 午後 三時 四十分 閉会 ―